

[事案 28-117] 転換契約無効請求

・平成 29 年 2 月 14 日 和解成立

<事案の概要>

募集人から転換後契約の不利益な点について説明されなかったこと等を理由に、契約転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 2 年 12 月に契約した定期保険特約付終身保険について、平成 28 年 6 月に転換したが、以下の理由により、転換を無効としてほしい。

- (1) 募集人からは糖尿病でも加入できるといった利点のみを説明されたが、転換によって死亡保険金が減少したほか、転換前契約は払済保険となっていたところ、転換後は毎月保険料を支払わなくてはならなくなった。
- (2) 保険料が月払いとの説明がなく、年払いと誤解していた。

<保険会社の主張>

募集人は、設計書を用いて複数回説明を行っており、申立人は錯誤に陥って本契約転換を行なったとはいえず、仮に錯誤に陥っていたとしても、申立人には重大な過失があるため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、募集人の対応に不適切な点があったかどうかなど、契約転換時の状況を把握するため、申立人、申立人の配偶者および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、転換の無効を認めることはできないが、本件契約転換が申立人のニーズを的確に汲み取ってなされたと認めるのは困難であること、申立人が本件契約転換の半月後に取消しを申し出ていたことから、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。